

(第30号議案)

債権の放棄について

1 債権の内容等

(1) 債権の名称 区民住宅使用料

(2) 債務者 ① 区民住宅退去者
② 連帯保証人

(3) 債権の発生状況

平成21年5月～6月、平成21年8月～平成22年6月

(4) 放棄する債権の額 1,610,000円

2 債権放棄の理由

主債務については、免責許可決定を受けたことにより、法的措置による債権回収はできなくなり、かつ、本人の任意による債務履行も見込めない。連帯保証債務についても、連帯保証人が免責許可決定を受けたことにより、債権回収ができない。こうした状況から債権放棄はやむを得ないものと判断した。